

公表前事業年度

2023年4月1日～2024年3月31日

◇公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等※1をした男性労働者数及び育児目的休暇※2を利用した男性労働者数の合計数の割合

100%

育児休業等 ※1

育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（産後パパ育休（出生時育児休業）を含む）及び法第23条第2項（所定労働時間の短縮の代替措置として3歳未満の子を育てる労働者対象）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業

育児目的休暇 ※2

目的の中に育児を目的とするものであることが明らかにされている休暇制度。育児休業等及び子の看護休暇は除く。例えば、以下のような制度を利用した場合が該当します。

「保存休暇」 ····· 失効年休の育児目的での使用

「配偶者出産休暇」 ···· いわゆる「配偶者出産休暇」制度